

## 立川市単独処理区を東京都流域下水道へ編入しました

このたび、立川市が単独で下水を処理する区域（立川市単独処理区）について、都の流域下水道（北多摩二号水再生センター）への編入を実施しました。

### 1 背景

都では、多摩地域全体の下水道事業運営の効率化、水環境の改善や危機管理体制の強化を図ることを目的に、市の公共下水道の単独処理区について都の流域下水道への編入を進めています。

このうち、JR立川駅周辺などをエリアとする立川市単独処理区（1,147ha 国立市流入分含む）は、立川市の単独処理場（錦町下水処理場）で下水を処理しており、供用開始から50年以上が経過していました。また、敷地が狭いことなどから、施設の更新や高度処理の導入、耐震性の向上への対応が課題となっていました。



立川市 錦町下水処理場（昭和42年稼働）



編入前の処理区概要

### 2 取組の概要

平成24年度、都と立川市は、編入に関する基本協定を締結し、編入に向けた事業に着手しました。具体的には、錦町下水処理場で処理していた下水を北多摩二号水再生センターに送水（約57,000m<sup>3</sup>/日）し、処理を行うものです。

都では、平成29年度に工事着手し、北多摩二号水再生センターにおいて必要なポンプ棟や汚泥処理施設を増設しました。

立川市では、平成30年度に工事着手し、錦町下水処理場から北多摩二号水再生センターへの接続幹線（錦幹線）や送水施設を整備しました。



編入に伴う施設整備の概要

### 3 事業効果

- ① 都の流域下水道のスケールメリットを活かし、施設の更新費や維持管理費の縮減が図れます。
- ② 高度処理が導入された北多摩二号水再生センターで処理することで、処理水質の改善が図れます。
- ③ 北多摩二号水再生センターと対岸の浅川水再生センターをつなぐ連絡管を活用することで、震災時等のバックアップ機能が確保できます。

### 4 編入の経緯

- |          |  |
|----------|--|
| 平成 21 年度 | 「流域別下水道整備総合計画」に立川市単独処理区の流域下水道への編入を位置づけ |
| 平成 24 年度 | 編入に関する基本協定の締結                          |
| 平成 25 年度 | 編入に関する実施協定の締結                          |
| 平成 29 年度 | 都が北多摩二号水再生センターポンプ棟工事に着手                |
| 平成 30 年度 | 立川市が錦幹線工事に着手                           |
| 令和 5 年度  | 立川市単独処理区を編入                            |

(問合せ先)

流域下水道本部 技術部 計画課 042-527-4836